4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
(1)　新潟県新潟市東区桃山町2－200（59.26） (2)　新潟県新潟市東区牡丹山2－11－1（49.10）	北緯37度56分44秒東経139度04分48秒の地点と北緯37度55分15秒東経139度05分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百七十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第六百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十一年郵政省告示第六百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

二　昭和四十一年郵政省告示第九百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表二四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表二五の項から三三の項までを削る。

三　昭和四十三年郵政省告示第六百八十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

四　昭和五十七年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第二項の表一六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

五　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項から三の項までを次のように改める。

一	削除
二	削除
三	削除

六　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

七　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

八　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

九　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

十　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

第二項の表三五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十一　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五〇の項を次のように改める。

一五〇	削除

十二　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

十三　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

十四　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三二の項を次のように改める。

三二	削除